

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一七一三九

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会」を削り、「公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会」を「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会」に改める。

別表第四中「株式会社デジタルスキップステーション」を「株式会社デジタルKIPステーション」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。